

第 2 6 号議案

損害賠償額の決定及び和解について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

損害賠償額の決定及び和解について

市の管理する緑地の法面崩落による損害の賠償に関し、下記のとおり損害賠償額を決定するとともに和解する。

記

1 件名

市立狭山緑地の法面崩落による住宅損害に係る損害賠償額の決定及び和解について

2 和解の相手方



3 損害賠償額

金 750,530 円

4 和解の要旨

- (1) 東大和市（以下「甲」という。）は、（以下「乙」という。）に対し、本件事故により生じた住宅の損害賠償金として750,530円を支払う。
- (2) 甲及び乙の間には、本和解条項に定めるもののほか、本件事故に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認する。